

Weekly Report

第544号
令和2年3月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

新型コロナウイルスに伴うセーフティネット保証と雇調金

◆全国で実施されるセーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症により影響を受けて、売上高等が減少している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策として、信用保証協会が一般保証とは別枠(最大2.8億円)で融資額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」が全ての都道府県で実施されます。

対象となる中小企業者は、①1年間以上継続して事業を行っていること、②原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることです(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)。

また、業況の悪化している指定業種に属する中小企業者を対象に一般保証とは別枠(最大2.8億円)で融資額の80%を保証する「セーフティネット保証5号」についても指定業種が拡大される予定です。

◆対象を拡大する雇用調整助成金の特例

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労

働者に対して一時的に休業等を行った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」については、今月14日から新型コロナウイルスの影響に伴い、要件等を緩和した特例措置が実施されています。

この特例措置は従来、日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高等が全売上高等の10%以上である事業主が対象となっていました。対象範囲が「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大され、幅広く特例措置の対象となりました。

従業員の採用・退職があった場合の社会保険

3月・4月は、採用や退職等が多い時期です。

社会保険料は月単位で計算されるため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることになります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分の保険料を納めることになります。

なお、従業員の採用や退職等があった際は、5日以内に被保険者の資格取得届や資格喪失届を提出する必要があります。

★★★3月のチェックポイント★★★

※新型コロナウイルスの感染拡大により、各企業が対応を迫られています。中小事業所でも、信頼できる情報を見極めて、可能な対応マニュアルを作成し即応できるようにしておきます。

※1日から全国火災予防運動。今年の統一標語は「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

年度末は売掛金など債権回収の好機、残高等の確認を行い完全回収に取り組みます。